第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見 の概要及びそれに対する事業者の見解

第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見 の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書を令和 5 年10月11日に知事へ送付したところ、令和 5 年11月6 日から令和 5 年12月5 日にかけて縦覧に供された。縦覧開始日から令和 5 年12月20日の意見提出期間内において、1 通の意見書の提出があった。意見及び事業者の見解は、表 5-1(1)~(4)に示すとおりである。

なお、提出のあった意見のうち、準備書に整理した意見は、環境保全の見地に係る内容のみとした。また、意見は概要を整理した。

表 5-1(1) 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

環境要素等	意見の概要	事業者の見解	
騒音及び超	1.工事中	現時点で施工業者が決まっていないた	
低周波音、	振動:杭打ち工事は、アースオーガや	め、杭打ち工事の詳細な内容は決まってお	
振動	ウォータージェット併用等の工法を	りません。ただし、建設機械の稼働による	
	採用し、振動による影響を小さくす	振動の予測結果は、都市計画対象事業実施	
	ること。	区域の敷地境界において最大で 61 デシベ	
	騒音:80db 以下とすること。	ルとなります。また、建設機械の集中稼働	
		を避け、効率的な稼働に努める等の環境保	
		全措置を計画し、振動の影響を低減するよ	
		うに努めます。	
		また、建設機械の稼働による騒音の予測	
		結果は、都市計画対象事業実施区域の敷地	
		境界において最大で 66 デシベルとなりご	
		要望の 80 デシベル以下になるものと予測	
		します。また、工事に使用する建設機械は、	
		可能な限り低騒音型を採用する等の環境	
		保全措置を計画し、騒音の影響を低減する	
		ように努めます。	

表 5-1(2) 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

環境要素等	意見の概要	事業者の見解	
大気質	2.供用時	本施設の公害防止基準値は、各種法令・	
	排煙(ダイオキシン類、亜硫酸ガス、CO ₂ 、	条例の基準値、既存施設である旧施設及び	
	廃塵) の発生を 19%程度までに抑えるこ	現施設の基準値を参考に、近年の技術動向	
	と。	等も加味したうえで設定しており、周辺自	
	また、焼却灰は残留放射能濃度を確認する	治体と比べても厳しい基準を設け、これを	
	こと。基準は、処理水の海洋放出期準に合	満足するよう施設を整備・運営してまいり	
	せて 700 ベクレル/ℓ で放出停止又は東日	ます。	
	本大震災に係る汚染状況重点調査地域指	また、焼却灰については、国から処理の	
	定基準である 0.23/H マイクロシーベルト	目安として、焼却灰等(主灰、飛灰、溶融	
	以下とすること。これらに適合した場合は	スラグ、溶融飛灰)の放射性セシウム濃度	
	道路床材として再利用し、不適合の場合は	8,000Bq/kg 以下という値が示されていま	
	焼却灰を水洗いすること。さらに、その排	すが、現施設における令和6年度の最大値	
	水も放射能濃度を確認し、基準に適合した	は 256. 7Bq/kgであり、目安を十分に下回る	
	場合は、アルカリ性液として酸性土譲改料	値となっており、焼却灰の処理に関し問題	
	に肥料として利用し、不適合の場合は、倍	ないものと考えております。	
	の希釈水量で許容範囲に収まるまでくり		
	返すこと。		

表 5-1(3) 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

環境要素等	意見の概要	事業者の見解
大気質、日	3.煙突設備	本施設に起因する新たな電波障害が生
照	・電波障害が生じた場合は、共同アンテナ	じることが明らかになった場合は、関係者
	を設置すること。	と協議のうえ、適切な対策を講じます。
	・日照障害が生じた場合は、補償又は時間	施設の存在等に伴う日照阻害の予測の
	とともに動く反射鏡を整備すること。	結果、計画建築物により8時から16時(真
		太陽時)に生じる日影は、都市計画対象事
	・ダウンドラフトの発生を防止するため、	業実施区域の敷地境界から北西方向約 340
	煙突高さは 59m以上とすること。ただ	mから北東方向約 300mの範囲と予測しま
	し、近隣の防衛省管轄区域等の関係機関	す。なお、煙突の日影は、広範囲に生じる
	と協議し、航空障害灯や昼間障害標識の	ものの、旧施設と同じ高さであり、現状か
	設置を検討すること。	らの変化は小さいと考えます。また、煙突
		の日影は狭い幅で移動していることから、
		その影響は小さいと考えています。
		都市計画対象事業実施区域周辺に係る
		日影の規制対象区域では、計画建築物によ
		る冬至日の日影時間は2.5時間未満です。
		また、煙突高さについて、都市計画対象
		事業実施区域は、航空法に基づき海上自衛
		隊下総航空基地における高さ制限が生じ
		る地域です。旧施設の建設当時に海上自衛
		隊下総航空基地と協議した結果、煙突高さ
		は、工場棟及び煙突の建築予定地を基準と
		して GL+55mを上限とする制限がありま
		す。そのため、本施設においても旧施設と
		同様の 55mとする計画です。航空障害灯や
		昼間障害標識の設置は、航空法では 60m以
		上の工作物が対象ですが、今後、協議や検
		討する予定です。なお、ダウンドラフト等
		周辺の大気環境には十分配慮し、周辺住民
		の皆様に安心していただける施設として
		まいります。

表 5-1(4) 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

環境要素等	意見の概要	事業者の見解
その他	4.インフラ製備	本施設は、処理能力を 402 t/日、廃棄物
(大気質、	処理能力が 400 t/日相当を考慮すると廃	の搬入車両を大型車で約 285 台/日 (焼却
騒音及び超	棄物運搬車両の台数は200台程度になるこ	灰の搬出車両6台を含む)、自己搬入等の
低周波音、	とが想定される。収集した廃棄物を搬入す	小型車で約 16 台と計画しておりますが、
振動に関	る時間帯が13時から17時に集中すること	この台数の車両が一斉に収集・搬入するこ
連)	が考えられ渋滞が懸念される。警察と協議	とはなく、収集・搬入を同じ車両が数回繰
	のうえ、廃棄物運搬車両専用の車線を確保	り返します。それでも複数台の車両の搬入
	する等の対策を検討すること。	出が見込まれますので、一定の時間帯に集
		中しないよう搬入時間帯の分散等を検討
		し、渋滞等の影響を低減するように努めま
		す。また、都市計画対象事業実施区域の入
		口から計量棟までの距離を十分に確保す
		る計画とし、搬入車両に起因する渋滞の低
		減を図ります。
事業計画	5. 発電設備	余熱利用については、本施設内利用だけ
(温室効果	余熱利用は、プールまたは委託経営でスー	でなく本施設外利用も含めて、有効な利用
ガスに関	パー銭湯にするのが良い。	方法を検討していきます。
連)		